

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年九月二十二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エスパス岡山

所在地 岡山市中山下二丁目二一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 東洋ビルディング株式会社

住所 大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三二〇〇号

代表者の氏名 代表取締役 村上 勝哉

3 変更事項

(変更前)

廃棄物等の保管施設の位置及び容量 二・一立方メートル

(変更後)

廃棄物等の保管施設の位置及び容量 三・五立方メートル

4 変更年月日

平成十七年九月二十六日

二 届出年月日

平成十七年九月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年九月二十二日から平成十八年一月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局商工観光部地域産業課